

# 遊佐町水循環保全計画



平成25年12月27日

山形県遊佐町

## 1. 計画策定の趣旨

鳥海山への降雨及び降雪は、地表水のみならず豊富な地下水や湧水となって、町内に豊かで健全な水循環を形成しています。これらの豊富な地下水や湧水は、水道水や農業用水など全ての町民の貴重な水資源として、古来より人々の生活を支え、さらに地域の誇りである多様で比類のない湧水生態系を今も町内に維持しています。

町は、森林等の開発行為が健全な水循環に重大な影響を及ぼすことを未然に防止するため、施策の基本となる事項及び土地の利用、地下水の利用などについて定める『遊佐町の健全な水循環を保全するための条例（平成25年6月 遊佐町条例第27号）』（以下本計画において「水循環保全条例」という。）を制定しました。

本計画は、水循環保全条例第7条第1項の規定により、健全な水循環の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

## 2. 計画の用語の意義

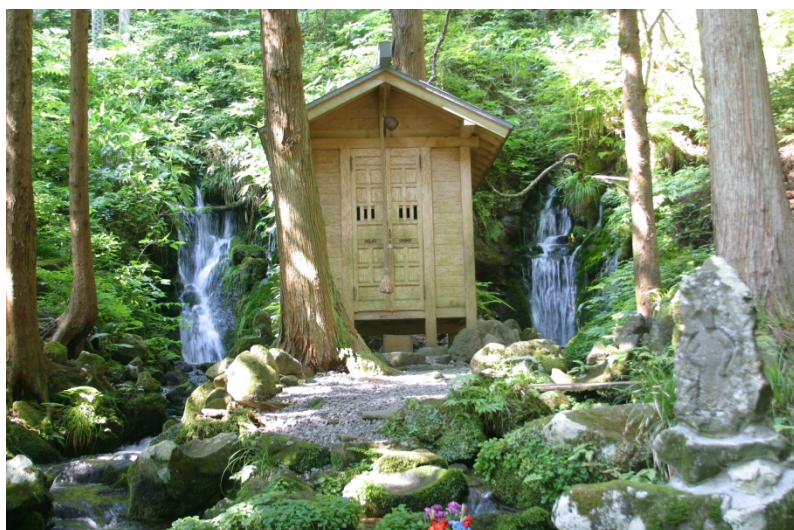
この計画において使用する用語の意義は、水循環保全条例において使用する用語の例によります。

## 3. 健全な水循環の保全に関する基本的な考え方

(1) 町内の水循環を形成する地下水や湧水（以下「地下水等」という。）は、鳥海山の豊かな森林等に支えられており、それらは町民の生活や経済活動に欠くことのできない資源であることから、地下水等を公共水（公共性のある水をいう。）と位置付け、町・事業者・町民等は、健全な水循環の保全に関する施策を連携及び協働して推進します。

(2) 地下水脈は、現代の科学においてその全容を解明することは困難であり、一旦損傷した場合の復旧が不可能又は極めて困難であることに鑑み、その保全を図る施策は、予防原則に基づくものとします。

(3) 健全な水循環の保全に関する施策を効果的に実施していくため、遊佐町環境基本計画に掲げる関係施策の展開方向も踏まえ、健全な水循環の保全に関する長期的な目標及び施策を定め、森林等の水源を涵養する機能を維持するための取組み、地下水の適



正な利用及び良好な水質を確保する取組み、遊佐町水循環遺産の保全及び活用に関する取組み、事業者・町民等の健全な水循環の保全に関する理解の促進を図る取組みを総合的に推進します。

#### 4. 健全な水循環の保全に関する長期的な目標及び施策

##### (1) 計画の目標

- ①豊かな地下水等を涵養する森林等の保全
- ②地下水等の適正な利用と良好な水質の確保

##### (2) 目標達成のための施策

- ①森林等の適正な土地利用の推進
- ②森林整備の推進
- ③適正な地下水利用の推進
- ④適正な排水処理の推進
- ⑤事業者、町民等の理解の促進

#### 5. 森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策

##### (1) 森林等の適正な土地利用の推進（行政の取組み）

- ① 森林法による林地開発許可制度及び伐採届出制度、山形県小規模林地開発取扱要領による開発計画書の提出など、森林の土地利用や開発に関する制度の周知を図ります。
- ② 山形県水資源水保全条例による土地取引等の事前届出制度、森林法による森林の土地所有者の届出制度、国土利用計画法による大規模土地取引の届出制度により得た森林の所有者等の情報を県と共有し、施策に活用できる仕組みを整備します。

##### (2) 森林整備の推進（土地所有者等、行政の取組み）

- ① 遊佐町森林整備計画に基づく森林整備の推進を図ります。
  - ・除伐、間伐の適切な実施と適期伐採、再造林
  - ・森林施業のため作業路網等必要な施設の整備
  - ・森林病虫害の駆除、予防その他森林の保護
- ② 森林整備に対する各種支援制度の活用促進を図ります。

##### (3) 多様な主体による森づくり活動の推進

（事業者、町民等、行政の取組み）

地域住民、ボランティア団体、学校、生活クラブ生協、企業、行政等の協働と連携による森づくり活動の推進を図ります。

##### (4) 相談体制の整備（行政の取組み）

県・町・森林組合が連携して、森林所有者等が森林の売買、管理、経営などについて相談できる体制を整備します。





## (5) 水循環保全条例に基づく水源涵養保全地域の指定（行政の取組み）

### ① 基本的な考え方

水源涵養保全地域に指定する地域は、地下水等を涵養している地域として遊佐町環境基本計画（平成25年3月）において清流涵養域としている地域の内、国有林を除く区域を基本とし、地形や土地の利用状況を踏まえ、水源涵養機能の維持のために土地の適正な利用を図る必要がある地域とします。また、地域における農林水産業、観光業の振興及び文化の伝承に資するよう配慮するものとします。

### ② 地域の表示

水源涵養保全地域の表示は、地域森林計画における林班、大字、字、地番など位置の特定が可能な情報により表示し、これを示した水源涵養保全地域図を作成します。

### ③ 水源涵養保全地域における開発行為の事前協議制度の運用

- ・ 水源涵養保全地域に指定した地域及び水源涵養保全地域における開発行為の事前協議制度について、土地所有者等の理解と届出義務についての意識の醸成を図るため、多様な方法により土地所有者等に対して周知を行います。
- ・ 土地の利用に当たっては、森林等の水源涵養機能の維持を図るために、予防原則に基づき十分配慮するよう要請します。

### ④ 水源涵養保全地域における開発行為の規制

土地の利用にあたって、開発行為が森林等の水源涵養機能を著しく阻害し、水源涵養量の減少をもたらすおそれがある事業、地下水等の水質悪化をもたらすおそれがある事業、地下水脈を損傷するおそれがある事業、水道水、農業用水又は漁業用水の確保に支障をもたらすおそれがある事業のいずれかであると認定した場合は、予防原則に基づき当該開発行為の着手を禁止します。

## (6) 開発跡地の適正な管理（行政の取組み）

森林等における開発跡地について、健全な水循環を保全する観点から、当該土地所有者等と森林再生など土地の適正な管理に関する協定締結に努めます。

## 6. 地下水等の適正な利用及び良好な水質を確保する取組み

### (1) 地下水等の適正な利用の推進（事業者、町民等の取組み）



- ① 地下水等の事業活動への利用にあたっては、適正な利用についての理解を深め、揚水設備や水利施設の適切な維持管理を通して、節水など適正かつ効率的な地下水等の利用に努めます。
- ② 町民等一人ひとりが地下水等の適正な利用について理解を深め、日常生活における節水など適正かつ効率的な地下水等の利用に努めます。

## (2) 水循環保全条例に基づく水源保護地域の指定（行政の取組み）

### ① 基本的な考え方

水源保護地域に指定する地域は、水道水又は公共の用に供されている平野部の地下水等の水源を保全するため、適正な土地利用及び井戸の設置を規制する必要がある地域とします。

### ② 地域の表示

水源保護地域の表示は、大字、字、地番など位置の特定が可能な情報により表示し、これを示した水源保護地域図を作成します。

### ③ 水源保護地域における開発行為の事前協議制度の運用

- ・ 水源保護地域に指定した地域及び水源保護地域における開発行為の事前協議制度、井戸設置の規制について、土地所有者等の理解と届出義務についての意識の醸成を図るため、多様な方法により土地所有者等に対して周知を行います。
- ・ 土地の利用に当たっては、水源保護を図るために予防原則に基づき十分配慮するよう要請します。

### ④ 水源保護地域における開発行為の規制

土地の利用にあたって、開発行為が地下水等の水質悪化をもたらすおそれがある事業、地下水脈を損傷するおそれがある事業、水道水、農業用水又は漁業用水の確保に支障をもたらすおそれがある事業のいずれかであると認定した場合は、予防原則に基づき当該開発行為の着手を禁止します。

### ⑤ 水源保護地域における井戸設置の規制

水源保護地域内においては、水源保護のため予防原則に基づき国及び地方公共団体のほかは、地下水の採取に係る吐出口の断面積が4平方センチメートルを超える井戸の設置を禁止します。

## (3) 井戸設置の事前届出制度（行政の取組み）

### ① 基本的な考え方

地下水の適正な利用を推進するため、町内において下記に該当する井戸を設置しようとするときは事前の届出を義務付けます。

区 分	地下水の採取に係る吐出口の断面積
水 源 保 護 地 域	4平方センチメートル以下の井戸
水源保護地域以外	10平方センチメートルを超える井戸

### ② 井戸設置の事前届出制度の運用

- ・ 地下水の適正な利用について土地所有者等の理解と意識の醸成を図るため、多様な方法により土地所有者等に対して周知を行います。
- ・ 地下水の適正な利用を図る上で必要と求めるときは、必要な指導を行います。

(4) 地下水等の良好な水質を確保する取組み（行政の取組み）

- ① 水道水源、地下水、湧水、河川等の水質検査を継続して行い、その結果を毎年公表します。
- ② 事業・生活排水の適正処理のため、下水道施設の整備及び適切な維持管理を推進します。
- ③ 下水道接続率の向上又は合併浄化槽の普及のために、各種支援事業の周知と継続を図ります。

(5) 地下水等の良好な水質を確保する取組み（事業者、町民等の取組み）

- ① 森林等が地下水を涵養する過程で土壌が水を浄化する重要な役割を担っていることへの理解を深め、適正な土地利用に努めます。
- ② 農業における農薬や肥料の使用に当たっては適正量の使用に努め、環境保全型農業の推進を図ります。
- ③ 事業用排水については、関係法令に基づく水質基準等を順守し、適正処理を推進します。
- ④ 生活排水の適正処理を推進するため、下水道の接続又は合併浄化槽の設置の普及に努めます。

## 7. 遊佐町水循環遺産の保全及び活用に関する取組み

(1) 遊佐町水循環遺産の指定（行政の取組み）

町民共有の財産として将来にわたって保全すべき健全な水循環を象徴する地下水等及びそれを利用するための構築物、河川、池沼、自然現象並びに景観を、遊佐町水循環遺産として指定し、保全と活用を図ります。

(2) 遊佐町水循環遺産の保全と活用（行政、町民等の取組み）

- ① 遊佐町水循環遺産の保全は、善良な良心に基づく協働を基本として推進します。
- ② 遊佐町水循環遺産の活用は、地域文化の伝承及び創造を基本に広く内外にその情報を発信し、地域の振興と郷土愛の醸成を図ります。





## 8. 事業者・町民等の理解の促進を図る取組み

### (1) 健全な水循環の保全に関する理解の促進（行政の取組み）

- ① 森林等の水源涵養機能の維持や地下水の利用、良好な水質の確保等について、広く事業者及び町民等の理解の促進を図るため、関係機関と連携して森林保全の活動や研修会等の取組みを推進します。
- ② 土地の適正利用に関する理解の促進を図るため、水循環保全条例及びこの計画に基づく施策の周知に努めます。

### (2) 多様な主体との連携、協働（事業者、町民等、行政の取組み）

- ① 地域住民、ボランティア団体、学校、企業、行政等多様な事業主体による健全な水循環の保全に関する取組みを推進し、各主体間の連携、協働を推進します。
- ② 森林等の保全活動や環境学習を通して、健全な水循環の保全について一人ひとりが理解し、身近なところから行動できる人材の育成を推進します。

## 9. その他の施策

### (1) 水源保護地域及び水源涵養保全地域内の土地の買取り（行政の取組み）

- ① 町は、水源保護地域又は水源涵養保全地域内の土地について、土地所有者から買取りの申出があった時は、水循環保全審議会の意見を聴いた上で、当該土地を買取りすることができるものとします。
- ② 町は、水源保護地域又は水源涵養保全地域内の土地を買取りした時は、健全な水循環を保全するために適切に管理し、開発跡地の場合にあっては関係者、町民等の協働による森林再生の取組みを推進します。

## 10. 計画の推進

町は、健全な水循環の保全に関する施策を適切に実行するため、必要に応じ課長会議で協議し、関係部局が連携して総合的に施策の推進を図ります。また、本計画に基づく施策の実施状況について遊佐町環境審議会及び遊佐町水循環保全審議会に報告し、町民に広く公表するとともに、遊佐町環境基本計画や町民の意見・提言を踏まえた施策の検証と見直しを行い、実効性のある計画の進行管理を行います。

本計画は、策定時に想定されなかった健全な水循環に関する新たな課題、法律や国の施策、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

